

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	李 国寧
論 文 題 目	近世的隱逸觀「市隱」の成立 —俳諧と漢詩文を中心に—

審査要旨

本学位請求論文の公開審査会は、2013年3月20日午前10時30分より正午まで、学位請求者と主査1名、副査2名と傍聴者10名の参加を得て、文学学術院39号館第5会議室で開催された。以下に本論文の概要、意義と審査の内容について簡略に説明を行う。

本論文は日本近世前期の俳人松尾芭蕉の高弟として名高い宝井其角と日本近世前期の学問を主導した林羅山の嫡男林鷺峰の詩句と文章とについて緻密な分析を施すことを通して、両者の隱逸志向を浮かびあがらせ、両者を「市隱」または「吏隱」という概念で結び付けることに成功したものである。其角は俳諧、鷺峰は漢詩文なので、一見する所、両者は相容れないようであるが、其角の俳諧の門弟である亀毛、午寂が同時に林家で漢学を学んだ者であるといったように両者にはまず人的関係で濃厚な結びつきが認められ、俳諧と漢詩文と表現形態は異なっていても、何らかの形で自己を取り巻く現実に違和感を抱き、それに距離を置こうとする隱逸の精神において、両者は見事に合致することが説得力を以て述べられている。

宝井其角は遊蕩俳人として芭蕉の高潔な人格と比較されることで道徳的裁断を加えられがちで、そのためにその作品の評価も芭蕉に比して低いものでありつづけた。林鷺峰も御用学者羅山の嫡子として「鷺峰の考えのどこからも真実の学問と文学は出てこなかった」(「近世初期の漢文学」と日本近世文学研究を長く牽引した中村幸彦博士に断ぜられた如く、長く低い評価に甘んじ続けていた存在である。この両者を隱逸志向という側面に着目して、その多様な文学性を解析提示し、以後の研究の橋頭堡たらしめたのが、本論文の担う大きな意義であり、その意義は主査、副査ともに認める所となった。

論文は大きく二部に分かたれ、第一部は主として宝井其角を扱う俳諧の部であり、第二部は林鷺峰を扱う漢詩文の部である。第一部は七章から構成されていて、第一章から第四章までは其角を正面から論じるもので、第五章から第七章までは其角の文藝と隱逸志向の独自性とを明確に浮かびあがらせるために、芭蕉の文藝と隱逸志向について論じたものである。第一章は「市隱其角—俳諧における市隱の成立—」と題するもので、全国規模にして査読の厳正を以て鳴る俳文学会の機関誌『連歌俳諧研究』に登載されたものである。本章において学位請求者は、従来学界においても曖昧な意味のままで使用されてきた「市隱」という概念を出典である『文選』の「反招隱詩」に再検討を加えることで洗い直し、明確な定義を施した。その結果、従来芭蕉が近世における代表的「市隱」であるとしてきた学界の通説を覆し、元禄の江戸という繁華な都市に身を置きながら、精神的には常に隱逸への憧憬を句文を以て表現しつづけた其角こそが「市隱」の定義に合致すると明快に主張した。

第二章「其角における乞食の意義」は芭蕉と其角との句文に表現された「乞食」観を対比することで、其角の「乞食」は常に明るく快楽的に共感を以て描かれていて、芭蕉のそれは常に悲愴感を以て表現されていると結論し、その「乞食」との距離の近さに、日蓮宗徒でもあった其角の『法華経』に基づく平等思想が横たわっていたであろうことを推定したものである。其角と『法華経』との関係は、先行研究をふまえて、字句を対比しての実証的なもので、單なる憶測の域にとどまるものではなく、十分な評価に値するものである。

第三章は、従来学界の通説では、其角の白居易受容は、其角の漢詩文に対する素養が評価されないこともあって、やや空疎で実態を伴わない標語的なものと目されてきていたものであったのを、ひとつの句や文を作るのに、複数の白居易の詩文の内容を畳み込むという学人其角の表現手法をいくつかの具体的な事例に基づいて提示したものであり、叙述にやや強引さは認められるものの、概して妥当な見解を述べているものとして、其角の白居易受容を表面的なものと考えてきた副査の一人からも承認された。

第四章は第二章で取り上げられた日蓮宗徒としての其角が、『法華経』の中で展開される平等思想を受容しているであろうという問題から派生して、其角の句文の中から『法華経』摂取の跡が認められるものについて論じたもの

である。字句や発想の一致についての指摘に止まる嫌いがあり、句文の解釈が『法華経』を導入することでどのようなものとなっているかを提示しきれていない弱点はあるが、そのことは学位請求者自身も自覚していて、今後の課題としている。

第五章は第一章と対をなす内容で、元禄江戸の都市文化を背景に作られた其角の俳諧を「市隱」思想の具現化したものと捉えるならば、芭蕉の俳諧は地方や田園の風俗景観を背景とする漂泊の隠者思想の具現化であることを実証したものである。第六章、第七章は芭蕉の李白受容と白居易受容について述べたもので、後者は其角とは別の意味で芭蕉も白居易を深く読み込んでいたことを、前者は芭蕉にとっての李白と杜甫とは大きくその位置を異にしていたことを明示したものである。

第二部は「真実の学問と文学」は存在しないと論断されてきた林鷲峰の詩文の再評価を試みたものである。第八章「吏隱鷲峰—漢詩文における吏隱の成立一」は、官僚でありながら、世俗の価値観に振り回されず、静寂な心境を保とうとする「吏隱」という概念が、林家の嫡男として、『本朝通鑑』編纂を主幹した鷲峰にとって、理想像であったことをあまたの詩文の表現に即して論証したものである。同時に第一部で俳人其角の理想像であったと論証した「市隱」という概念と「吏隱」という概念とが隣接するものであって、両者の理想像の設定には何らかの影響関係があったことを推察するものである。本論文は独立して全国的な学会誌であり、編集委員による厳正な査読を以て鳴る『和漢比較文学』にも登載されたものである。第九章「林鷲峰と司馬温公の「独立園記」と第十章「林鷲峰と邵康節」とは第八章を総論とすれば、各論の体をなすもので、「吏隱」概念を具現化して唐土の先駆者として、鷲峰が司馬光と邵雍とを常時意識し、典範として仰いでいたことを表現の細部に即して実証したものである。殊に邵雍との関係について述べた後者が、従来宋学の大家として思想の分野でのみ注目されがちであった邵雍の少なくない詩文の近世初期漢文学への影響を指摘した点で評価に値する。邵雍については終章で其角、鷲峰の双方がその易学に恩恵を被っていることを指摘したことの意義も無視できない。

終章において、学位請求者は本論文の反省すべき部分と今後の課題について述べているが、その内容は今後本論文における問題意識の延長線上に多くの研究成果が期待されるものである点で高く評価される。

学位請求者は本論文において、あまたの漢詩文の引用を行っているが、そのほとんどは訓読を施してのものである。通常、外国からの留学生が日本文学を学ぶ場合、東洋学の多くの場合がそうであるように、漢詩文の引用は原文のままで、句読点のみを施してなされることが多い。これは漢文を中国語として扱うスタンスを留学生が保持しがちであることを意味する。しかしながら、日本古典文学の文体の骨格のひとつが漢文訓読体であることを思うとき、正確な解釈をなさずんば、施し得ない訓読という作業を無視することは、正統的な研究スタイルとは評しえない。学位請求者は中国人留学生でありながら、直読式で資料を読むことにあきたらずに、本論文に開示されたような高い漢文訓読能力を留学中に体得したことは、日本古典文学を中国に帰国の後に講ずる立場にあるものとして、極めて心強く、高く評価すべきことであると判断され、論文の内容とは別の案件ではあるが特筆大書しておきたい。

しかしながら、留学期間は限られていて、短期間に完璧な日本語の叙述能力を身に着けることは困難を極めたごとくで、行文中、いくつかの不自然な日本語表現が指摘しうる。ただ、それらには論旨の破綻に直結するようなものは皆無であり、いわば白石の微瑕とみなすことのできる範囲にとどまっている。

以上、本論文は従来の通説や既成の学問の枠組みを大きくゆるがし、新たな日本近世文学研究の沃野を切り開く意義を有する点で、高い評価を下しうるものであり、博士(文学)の学位を授与するに値するものと、主査、副査が全員一致で判定したのである。

以上

公開審査会開催日	2013年3月20日		
審査委員資格	所属機関名称・資格	博士学位名称	氏名
主任審査委員	早稲田大学文学学術院・教授	博士(文学)早稲田大学	池澤 一郎
審査委員	早稲田大学文学学術院・教授		高梨 信博
審査委員	和洋女子大学・教授	博士(文学)早稲田大学	佐藤 勝明